

愛媛大学人権センター

人権侵害のない愛媛大学に！

STOP! ハラスメント

～気をつけよう自分の言動 相手の気持ち～

EHIME UNIVERSITY

人権侵害

セクシュアルハラスメント・性暴力等

刑法上の犯罪行為に該当する一切の性的暴行等は言うまでもなく、修学・研究・就業・課外活動等の関係において、教育・研究上又は職務上の地位を利用して交際又は性的な関係を強要する等に加えて、行為者本人が意図するかどうかを問わず、他の者を不快にさせる性的言動等をいいます。

パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、教育・研究上又は職務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、修学環境又は就業環境が害されるものです。

アカデミックハラスメント

セクシュアルハラスメント・性暴力等、パワーハラスメント又はその他のハラスメントのうち、教育・研究上において行われる言動をいいます。

差別・偏見に基づくハラスメント

人種、民族、性的指向、障害の有無や出自などに対する偏見に基づく人権侵害で、人道上許されない行為です。

マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児をきっかけとした女性に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

ケアハラスメント

介護者の介護をしながら仕事をする必要がある人に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

バタニティハラスメント

育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

アルコールハラスメント

飲酒を強要し、イッキ飲みなどをさせることをいいます。また、意図的な酔いつぶしや飲めない人への飲酒の強要は、傷害罪にもなります。

ジェンダーハラスメント

セクシュアルハラスメントと連続性があり、固習的な男女の役割分業意識、すなわちジェンダー偏見に基づきます。

ハラスメント(人権被害)が起きないようにするには

ハラスメントであるか否かは、受け手の判断によっても変わります。不快に感じる程度は、個人差があり、安易な憶測は禁物です。相手に対して、「不快である」ことをはっきり伝えるよう努めましょう。被害を受けているあなたに、落ち度はないのです。たいてい相手は目上の人間で言いにくいでしょうが、たとえば「やめてください」と明確に意思を伝えたり、大声で叫んだり、逃げたり、自分自身が態度で示すよう努めましょう。

キャンパスからハラスメントをなくするために勇気を出しましょう。ハラスメントが自分の近くで行われた時は、その場で被害者の立場に立って最大の努力をしましょう。



相談窓口

どこでも相談窓口

- ☐ 総合健康センター
- ☐ 各学部の学生生活担当教員
- ☐ 教育学生支援部の「学生何でも相談窓口」
- ☐ 各学部事務課学務チーム
- ☐ 医学部学務課教務チーム
- ☐ 国際連携支援部国際連携課総務企画チーム (International Relations Division General Affairs & Planning)
- ☐ 附属学校の養護教諭
- ☐ 医学部の産業保健相談窓口
- ☐ ジェンダー協働推進センター・ライフキャリア相談室
- ☐ 教職員相談窓口

障害に関する相談

- ☐ アクセシビリティ支援チーム(学生)
- ☐ 障害に関するなんでも相談(教職員)
- 総務部人事課長(障害者職業生活相談員)

愛媛大学 人権問題相談窓口

✉ sodan2@stu.ehime-u.ac.jp

☎ 089-927-9036
(総務部 就業環境推進室)

089-927-8970
(教育学生支援部学生生活支援課)

相談員

各学部の他、学外にも相談員がいます。連絡先等は、本学ホームページをご覧ください。

ハラスメントの相談は、
あなたの一番
相談し易いところで、
相談してください。

QRコードで
アクセス！



愛媛大学の方針

愛媛大学ではすべての構成員が個人として尊重され、安心して勉学し、研究し、働けるよう、公正で人権感覚にあふれた快適な教育及び職場環境を作るべく、常に改善への努力を積み重ねていきます。セクシュアルハラスメント・性暴力等、パワーハラスメント及びその他のハラスメントは重大な人権侵害であり、人としての尊厳や人格を深く傷つけるもので、絶対にあってはならないものです。愛媛大学は、ハラスメント等のいかなる行為も黙認したり、容認したりすることはありません。

ハラスメントにあった時

自分を責める必要は絶対にありません。「自分にスキがあったのでは?」「うまく受け流せない自分が悪いのでは?」など、自分を責める必要はありません。あなたの心身の安全や快適な環境を侵害されたのですから、あなたは被害者なのです。

もし可能であれば、出来事の日時・場所・行為内容と経緯・目撃者や言われた言葉もそのまま、こまかく書きとめておきましょう。

どのような問題があっても、一人で抱え込まず、相談窓口、友だち、信頼できる教職員、知人などに相談することから始めましょう。相談に関する秘密は厳守し、あなたの悩みに応じて丁寧に相談に乗ります。あなたが望むなら学外の相談機関などを紹介することもできます。



解決までの流れ(例)



相談者

※人権センターが対応します

相談員が話を聴き、
相談者にとって一番
良い方法を、
一緒に考えます



相談者の救済方法等を検討します



対応します



事実関係を
調査します